

要 望 書

自由民主党政務調査会
法務部会 殿

平成 22 年 2 月 23 日
犯罪被害者家族の会 Poena (ポエナ)
会長 小林 邦三郎

時効の改正に関する件について

平成 22 年 1 月 28 日に法制審議会の刑事法部会が開催され、法務省刑事局が具体的な改正の方向性をまとめた要綱骨子案を提示しました。審議が十分に尽くされた結果であるならば、このことによって法制度の意義が失われることとなり遺憾に存じます。

2 月 8 日に再度検討されましたが、時効停止に慎重な意見があることで最終的な結論に至っておりません。現況のままで提出され、今後国会での審議が予想されますので、下記の通りの問題点をご理解頂き、厳正にご検討を賜りますよう心からお願い申し上げます。

記

1 . 時効の撤廃

(1) 「凶悪・重大な犯罪」から「殺人罪」に範囲が拡大したことは、法の平等の観点から大きな前進です。しかしながら犯人が未逮捕であるから時効の撤廃を望むものであり、「殺人」だけに限定することは犯罪によって命を失った被害者間に著しい不平等が生じる結果となります。「殺害」についても適用すべきであり、併せて捜査期間当の幅広い論議を避けることなく、今一度「死の平等」について審議していただくことを強く望みます。

(2) 殺意の目的は犯人が逮捕され、取調べの上で最終判断を下すべきことであり、起訴の段階で決定することと考えます。犯人が未逮捕である限り「傷害致死」も「殺人罪」を適用し、時効を撤廃することを判断している旨を法務省刑事局は回答していますが、法として明記する必要があります。微妙な判断が必要な事件もあり、犯人が未逮捕のままで決定することが難しいこと、人の判断で法の行為に大きな隔たりが生じることは許されることではないと考えます。

(3) 私は犯人を逮捕することを強く願っており、犯罪防止のためにも最も大切なことと考えています。国として、未逮捕の場合は謝罪されることもご検討頂きたいと思っております。

2 . 時効の停止

(1) 時効の撤廃を求めるのであれば、時効の停止は求められないことです。今後時効を迎えるからと停止を要望することは法の平等を侵すことになり、明らかに遡及に触れ、法の存在意義を失墜することになります。これは遺族として、また人間として要望してはならないことです。

(2) 冤罪や無罪判決により真犯人が不在のまま苦しんでいる遺族のために、「時効の停止」の論議をする目的があると存じます。

命の権利は亡き人に存在することであり、一部の感情的な意見に流されることなく、真に国のためになる法改正を強く望んでおります。私は尊い命を失い、13年11ヶ月の心の闘いの中で学び、国の将来を思いながら「犯罪防止」を考え要望致しますので、何卒その主旨も併せご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上